

# 附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：産業労働局】

機関名称	東京都雇用・就業対策審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	職業能力開発促進法第91条、東京都雇用・就業対策審議会条例
設置年月日	平成14年4月1日
機関の目的 ・所掌内容	雇用及び就業の促進、職業能力の開発並びに労使関係の安定を図る
委員数	R4.4.1時点未選任
会議公開	公開
会議 非公開理由	-
議事録公開	公開
議事録を非公開と する場合の理由	-
備考	-
HPのURL	<a href="https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/plan/shingikai/">https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/plan/shingikai/</a>
問い合わせ先	産業労働局雇用就業部調整課 電話番号：03-5320-4643 FAX番号：03-5388-1458